令和４年度埼玉県難聴者・中途失聴者手話講習会【入門】実施要領

１　目　的

手話を知らない聴覚障害者等が、手話技術を習得することによって新たなコミュニケーションの手段を獲得し、社会参加を行なえるよう支援し、もって聴覚障害者の福祉の充実を図ることを目的とする。

２　主　催

社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会（県委託事業）

３　対象者

難聴者や中途で聴力を失った聴覚障害者またはその家族で、手話技術を学んだことのない者もしくは、手話技術の習得が充分でない者。

４　定　員

２０人

５　会　場

埼玉聴覚障害者情報センター

（さいたま市浦和区北浦和 5-6-5　浦和合同庁舎別館）

※会場は変更する場合がある。

６　回数・講習時間

22 回(閉講式を除く) 44 時間

７　日　程

別紙日程表の通り

８　受講申込み方法

（１）受付期間　　令和４年７月８日（金）～8 月 19 日(金)

（２）申込み先

別紙の「令和４年度埼玉県難聴者・中途失聴者手話講習会（入門）申込書」を埼玉聴覚障害者情報センター福祉支援部に郵送（消印有効）か持参、またはメール　yousei@donguri.or.jpで申し込むこと。

（３）申込書の配布

埼玉聴覚障害者情報センターの他、市町村障害福祉担当課・市町村社会福祉協議会等において配布。

９　受講決定

受講の決定については、８月26日(金)までに全員に通知する。

10　修了証書の交付

全講習（２２回）のうち１８回以上に出席した者に、修了証書を交付する。

11　受講料

受講料は無料とする。ただし、テキスト等講習教材費は受講者負担とする。

12　テキスト

社会福祉法人全国手話研修センター発行
手話奉仕員養成テキスト「手話を学ぼう手話で話そう」（税込３，３００円）を使用する。

13　その他

（１）テキスト、筆記用具は、各自持参すること。
（２）テキストは、希望者からの申し込みを受け、開講式当日販売する。詳細は受講決定通知と同時に連絡する。
（３）その他不明な点は、埼玉聴覚障害者情報センターへ照会すること。

埼玉聴覚障害者情報センター　　担当　飛田
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和５-６-５
浦和合同庁舎別館
ＴＥＬ　０４８－８１４－３３５１
ＦＡＸ　０４８－８１４－３３５２
メール yousei@donguri.or.jp

令和４年度埼玉県難聴者・中途失聴者手話講習会【入門】日程表

回数	日にち	曜日	時間帯	回数	日にち	曜日	時間帯
1	9月2日	金	午後	14	12月16日	金	午前
2	9月9日	金	午後	15			午後
3	10月7日	金	午後	予備日	12月23日	金	午後
4	10月14日	金	午後	16	1月13日	金	午後
5	10月21日	金	午後	17	1月20日	金	午後
6	10月28日	金	午後	18	1月27日	金	午前
7	11月11日	金	午後	19			午後
8	11月18日	金	午前	20	2月3日	金	午後
9			午後	21	2月10日	金	午後
10	11月25日	金	午前	22	2月17日	金	午後
11			午後	予備日	2月24日	金	午後
12	12月9日	金	午前	閉講式	3月3日	金	午後
13			午後				

※時間帯は午後1時～3時までとなります。
※午前と午後は午前10時～正午までと午後1時～午後3時までとなります。
※日程や会場は変更する場合があります。

令和４年度埼玉県難聴者・中途失聴者手話講習会（入門）受講申込書

フリガナ 氏　名			
生年月日	昭和　・　平成　　年　　月　　日　生		
住　所	〒 TEL　（　　）　　FAX　（　　） アドレス		
職　業			
中失・難聴の程度			
手話講習会の受講歴	有　・　無		
（有の場合）	時　期	コース（回数）	主催者
	年　月～ 年　月	（　回）	
	年　月～ 年　月	（　回）	

その他 ☆聴覚障害以外で配慮を希望すること	（例：視力が弱い　・車いす使用　・日本語の読み書きができないなど） ※受講を制限するためではありません。受講しやすい環境を作るために伺うものです。

提出先　埼玉聴覚障害者情報センター　福祉支援部
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和５－６－５
浦和合同庁舎別館
TEL　０４８－８１４－３３５１
FAX　０４８－８１４－３３５２
メール yousei@donguri.or.jp